

寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 雨水貯留タンク設置助成金(以下「助成金」という。)の交付については、寝屋川市補助金等交付規則(平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成の目的)

第2条 助成金の交付は、雨水貯留タンクを寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)に設置する市民等を助成することにより、雨水の流出抑制及び雨水の利用を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 50リットル以上の貯留容量を有する設備(本体及び付属品を含む。)であり、製品として購入可能なものをいう。
- (2) 設置者 雨水貯留タンクの設置場所である土地若しくは建物の所有者又は設置場所の土地若しくは建物の所有者から設置の同意を得た占有者をいう。

(助成対象)

第4条 助成金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす設置者に対して交付する。

- (1) 市内の一戸建ての住宅等に設置すること。
 - (2) 設置場所、取水場所が事前に確認できること。
 - (3) 雨水貯留タンクに雨水を貯留することにより雨水の流出を抑制し、貯留した雨水を散水等に利用することができること。
 - (4) 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理する能力を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付しない。
- (1) 市税・水道料金・下水道使用料の滞納があるとき。

(2) 雨水貯留タンクを設置する建築物について、助成金の交付を過去 10 年間に受けたことがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

(助成金の額の算定方法)

第 5 条 助成金の額は、雨水貯留タンク 1 基の購入価格（設置工事費を除く。）の 2 分の 1 とし（1,000 円未満は切り捨てる。）、30,000 円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者に対しては、雨水貯留タンク設置助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するよう求めるものとする。

(1) 建物周辺の地図

(2) 設置予定箇所の見取図

(3) 購入予定の雨水貯留タンクのカタログ

(4) 見積書

(5) 納税に関する書類

ア 個人にあつては、前年度の住民税を滞納していないことを証する書類

イ 法人にあつては、前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第 7 条 前条の規定により交付の申請があつたときは、申請内容の審査及び現地調査を行い、交付の可否を決定し、助成金を交付することについて適当と認められた場合は雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書により、適当と認めなかった場合は雨水貯留タンク設置助成金不交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第 8 条 雨水貯留タンクの設置の内容を変更しようとするときは雨水貯留タンク設置変更承認申請書に、申請した雨水貯留タンクの設置を中止するときは雨水貯留タンク設置中止承認申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出する

よう求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる変更内容の場合は、雨水貯留タンク設置変更承認申請書の提出を要しない。

- (1) 雨水貯留タンクメーカーの変更
- (2) 雨水貯留タンクの容量の変更（ただし、変更後の容量が 50 リットル未満とならない場合に限る。）
- (3) 雨水貯留タンクの申請設置場所内における設置場所の変更

（助成に係る条件）

第 9 条 助成金の交付に当たっては、規則第 6 条第 3 項の規定により、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長の許可を得ずに、雨水貯留タンクを助成金の交付の目的及び申請内容に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付をし、又は担保に供しないこと。
- (2) 雨水貯留タンクの設置状況等の確認について協力すること。
- (3) 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理すること。

（実績の報告）

第 10 条 規則第 11 条に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 雨水貯留タンクの購入に係る領収書
- (2) 雨水貯留タンクの設置前及び設置後の状況が分かる写真

（助成金の請求）

第 11 条 規則第 13 条の規定に基づき、雨水貯留タンク設置助成金確定通知書による通知を受けた者が助成金の支払を受けようとするときは、雨水貯留タンク設置助成金請求書を提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定による請求は、雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書の日付と同一の年度内にするよう求めるものとする。

（交付の時期）

第 12 条 前条第 1 項の規定による請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

（助成金の決定の取消し等）

第 13 条 設置者の行為がこの要綱の趣旨に反すると市長が認めたときは、助成金の交付の決定を取り消すことがある。

(標準処理期間)

第 14 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、30 日とする。

2 規則第 13 条第 1 項に規定する補助金の額の確定に係る標準処理期間は、30 日とする。

(委任等)

第 15 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。